

広島県告示第五百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市藤江町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
出店（三六二二）	急傾斜地の崩壊	出店（三六二二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
出店（三六二二）	急傾斜地の崩壊	出店（三六二二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
堤（三六二三）	急傾斜地の崩壊	堤（三六二三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
才戸（三六二四）	急傾斜地の崩壊	才戸（三六二四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
横木B（三六二六）	急傾斜地の崩壊	横木B（三六二六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
横木B（三六二六）	急傾斜地の崩壊	横木B（三六二六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
横木B（三六二六）	急傾斜地の崩壊	横木B（三六二六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
通畑（三七七一）	急傾斜地の崩壊	通畑（三七七一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
長迫（六五八二）	急傾斜地の崩壊	長迫（六五八二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
中組（六八七五）	急傾斜地の崩壊	中組（六八七五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法

藤江 (三六)	地滑り	次の図のとおり	藤江 (三六)
隣b) 瀬丸川 (二)	土石流	次の図のとおり	隣b) 瀬丸川 (二)
隣a) 瀬丸川 (二)	土石流	次の図のとおり	隣a) 瀬丸川 (二)
隣b) 通畑 (三六)	土石流	次の図のとおり	隣b) 通畑 (三六)
隣a) 通畑 (三六)	土石流	次の図のとおり	隣a) 通畑 (三六)
通畑 (三六)	土石流	次の図のとおり	通畑 (三六)
〇五) 通畑 (三二)	崩壊 急傾斜地の	次の図のとおり	〇五) 通畑 (三二)
〇四一) 八反 (三二)	崩壊 急傾斜地の	次の図のとおり	〇四一) 八反 (三二)
中組 (五二 二二一)	崩壊 急傾斜地の	次の図のとおり	中組 (五二 二二一)

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。